

平成29年第3回（9月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 7 5 号	平成29年度宝塚市一般会計補正予算 (第3号)	可決 (全員一致)	9月13日
議案第 7 6 号	平成29年度宝塚市特別会計国民健康保 険事業費補正予算(第2号)	可決 (全員一致)	
議案第 7 7 号	平成29年度宝塚市特別会計介護保険事 業費補正予算(第1号)	可決 (全員一致)	
議案第 7 8 号	宝塚市立人権文化センター条例の一部を 改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 1 号	訴えの提起について	可決 (全員一致)	

審査の状況

① 平成29年 9月 8日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎中野 正 ○大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗
 となき 正勝 富川 晃太郎 藤岡 和枝
- ・欠席委員 細川 知子

② 平成29年 9月13日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎中野 正 ○大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗
 となき 正勝 富川 晃太郎 藤岡 和枝 細川 知子

③ 平成29年10月 4日 (委員会報告書協議)

- ・出席委員 ◎中野 正 ○大川 裕之 梶川 みさお
 となき 正勝 富川 晃太郎 藤岡 和枝 細川 知子
- ・欠席委員 寺本 早苗

(◎は委員長、○は副委員長)

平成 29 年第 3 回（9 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 75 号 平成 29 年度宝塚市一般会計補正予算（第 3 号）

議案の概要

補正後の平成 29 年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額

772 億 4,069 万 2 千円（3 億 7,415 万 5 千円の増額）

歳出予算の主なもの

増額 花屋敷グラウンド周辺整備事業

私立保育所誘致整備事業

二酸化炭素排出抑制対策事業

過年度精算に係る国庫補助金等返還金

減額 執行額の確定に伴う執行残など

歳入予算の主なもの

増額 地方交付税…普通交付税

国庫支出金…保育所等整備交付金

…保育対策総合支援事業費補助金

繰入金…財政調整基金とりくずし

市債…花屋敷グラウンド周辺整備事業債

…消防施設整備事業債

減額 地方特例交付金…減収補てん特例交付金

国庫支出金…緊急消防援助隊設備整備費補助金

繰越明許費

設定 私立保育所誘致整備事業

債務負担行為補正

追加 地域医療調査研究業務委託料外 2 件

地方債補正

追加 花屋敷グラウンド周辺整備事業債

増額 消防施設整備事業債の限度額

減額 地域利用施設等整備事業債外 3 件の限度額

論 点 なし

<質疑の概要>

問 1 花屋敷グラウンド周辺整備事業について、今後、アクセス道路が整備され周辺住民に影響が出てくると思うが、周辺住民への説明状況と反応は。

答 1 市内の周辺住民に対しては、平成 26 年度末の当該事業の基本構想案の策定に向けて説明を行い、その後アクセス道路の整備についても説明を行っており、必要性は認識されているものと考えている。また、川西市側の周辺住民に対しては、説明

は一部行っているが、今後整備計画が具体化してから実施していきたい。

問 2 花屋敷グラウンド周辺整備事業について、今後の概算で、アクセス道路の整備に 2 億円、きずきの森緑地整備に 1 億 8 千万円、旧独身寮の解体に 2 億 5 千万円の事業費を見込んでいるとのことだが、財源はどのように考えているのか。

答 2 きずきの森緑地整備については、国庫補助金を活用できる事業であり、本年 6 月の補正予算で計上している。また、アクセス道路の整備についても、国庫補助金を活用できないか庁内等で協議を進めている状況である。また、旧独身寮の解体については、市単独での解体以外にも、跡地の利活用について民間活力の導入を検討している段階であり、現在、財源は確保できていない。

問 3 花屋敷グラウンド内の旧独身寮の跡地の利活用については、民間活力を導入して、老人福祉施設・地域交流センターを設置することを検討しているとのことだが、これは市の方針か。それとも、地元からの要望か。

答 3 地域の自治会やコミュニティと協議する中で、花屋敷荘園・花屋敷松ガ丘地域の高齢化率は 35%以上となっており、高齢者対策が喫緊の課題であるといった意見や、住みかえで若い方も若干ふえており、子どもを預けられるようなことも考えてほしいといった意見などを聞いている。市としても、いろいろな可能性を探りながら、民間活力を導入する場合は、地域も利用できる交流スペースの設置を条件に付けて募集したいと考えている。

問 4 今回、花屋敷グラウンド周辺整備事業で測量等委託料が計上されているが、アクセス道路の土地買収のめどが立ったのか。

答 4 買収の必要がある土地は 3 筆、所有者は 2 名である。どちらの所有者からも、事業についての理解は得ているが、買収金額等の条件が十分詰められていない状況にある。今回、測量等委託料を確保した上で、買収につなげていきたいと考えている。

問 5 法人市民税について、外国税額控除に係る 3 千万円余の高額の還付金が発生し、今年度は補正予算で対応しているが、今後の対応は。

答 5 直近 5 カ年でも、このような多額の控除はなく、当初予算で見込めていなかった。今後も毎年発生するとは考えられないため、動向を見ながら補正予算で対応していきたい。

問 6 私立保育所誘致整備事業について、市は 4 月 1 日時点という待機児童が一番少ない時期の数値で計算して整備を進め、平成 28 年度は新設整備を行わず定員増だけで対応したため、平成 29 年度に待機児童数が 128 人にまでふえてしまった。待機児童数が想定よりも伸びることは予測できなかったのか。

答 6 待機児童数は、4月1日時点で平成27年度が7人、平成28年度が34人であり、平成29年度当初には解消できる見込みで平成28年度は進めたが、このような結果になってしまった。女性の社会進出や共働き家庭の増加が、予測以上に待機児童を発生させてしまったと分析している。

問 7 今回これだけ待機児童数がふえているのであれば、今回の補正予算の平成29年度の分園整備及び平成30年度の新設整備などによる450人の定員増だけで、本当に待機児童を解消できるのか。

答 7 保育所の施設整備を進め過ぎると、欠員数がふえ、私立保育所の経営を圧迫してしまう問題もある。また、これ以外に、本市では、就学前児童数が減ってきている中でそれ以上に利用率が伸びている状況も踏まえ、保育所の利用量の伸びを推計した結果、今後2年間で約450人の伸びを予測しており、適度な保育所整備の方向として、分園整備で120人、新設整備で240人の定員確保策と、弾力運用として90人程度の緊急受入枠の増に取り組む考えである。

問 8 市営住宅の指定管理者が変わって3年目となり、家賃の徴収率は上がってきているとのことだが、平成28年度も目標徴収率には達していない。指定管理者はどういう対策を考えているのか。

答 8 生活が苦しく支払いが困難な入居者に対しては、市が督促状を送付し、その後、指定管理者が別途協議を行い、できる限り支払ってもらえるよう努力をしている。一方で、どうしても支払いに応じない悪質滞納者もあり、市としても、支払っている方との不公平感が生じないよう法的措置で対応していきたい。

問 9 プロから学ぶ創造力育成事業について、公立中学校で、平成29年度は4校、平成30年度、平成31年度の2年間は8校で実施するとのことだが、3年間の県の補助期間終了後は事業を継続するのか。

答 9 補助期間終了後、県が事業を継続するのか分からず、また、市としても初めての事業であり、この事業が生徒のキャリア形成にどういう影響を与えるか分からないため、事業を検証しながら今後のあり方について検討したい。

問 10 簡易耐震診断及び住宅耐震化等工事補助金の周知方法は。

答 10 毎年5月上旬の受付開始にあわせて、市の広報やホームページ、エフエム宝塚で周知している。また、自治会に対してのチラシ配布や、秋ごろに開催している住まいの安全・安心セミナーでの周知、出前講座を実施している。

問 11 債務負担行為に追加した地域医療調査研究事業委託料は、宝塚市立病院に関して、今後のあり方を検討するための調査研究業務であるとのことだが、川西市では、

川西市立総合医療センター構想として、公立病院が民間病院に移転再編され医療提供の問題が生じている。この調査が、宝塚市立病院を民間病院に移転再編するためのものではないかと心配するが。

答 1 1 本市及び近隣各市を取り巻く医療環境の変化を踏まえ、築 33 年を迎えた市立病院がどのような機能を有して地域医療に貢献していくべきか、今後のあり方を議論するための検討材料を整えることが目的であり、ただちに民間病院に移転再編するためのものではない。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成 29 年第 3 回（9 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 76 号 平成 29 年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 2 号）	
議案の概要	
補正後の平成 29 年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額 289 億 8,401 万 7 千円（8,728 万 3 千円の減額）	
歳出予算の主なもの	
増額	前期高齢者納付金事業 過年度精算に係る国庫負担金等返還金
減額	後期高齢者支援金事業 介護納付金事業
歳入予算の主なもの	
減額	前期高齢者交付金
論 点 なし	
＜質疑の概要＞	
問 1	国民健康保険事業の広域化を見据えると、今後は兵庫県下や阪神各市の国民健康保険税（料）率の平均値を大きく意識すべき。本市が累積赤字を解消できた要因の 1 つに大きな法定外繰り入れがあったが、被保険者 1 人あたりの法定外繰り入れ額について他市と比較しているか。
答 1	これまで近隣市と比較したことはない。
問 2	国民健康保険税（料）が高くなる要因を分析すると、大きなウェイトを占めるのは医療費であり、なかでも調剤費の割合が高いと言われる。今後は広域化に向け、数値的な分析を行い、医療費の使用状況等を把握しておくべきと考えるが。
答 2	本市の 1 人当たりの医療費は、平成 27 年度で県下 40 市町中 32 番目と低い状況である。今後、広域化されると医療費の状況によって標準保険料率が変わる。本市は医療費が低いことで標準保険料率が低めに抑えられると考えるが、一方で所得水準が高いとされているため、平成 30 年度からの標準保険料率がどう示されるか予測しにくい。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

平成 29 年第 3 回（9 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 77 号 平成 29 年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）	
議案の概要	
補正後の平成 29 年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額 198 億 8,458 万円（2,748 万円の増額）	
歳出予算	
増額 基金管理事業…介護給付費準備基金積立金 償還事業…過年度精算に係る国庫負担金等返還金	
歳入予算	
増額 地域支援事業交付金…過年度精算分 介護給付費準備基金とりくずし	
論 点 なし	
＜質疑の概要＞	
問 1 今回の補正で訪問型サービス従事者養成研修委託料を増額し、介護予防・生活支援サービス費からその同額を減額する。研修修了者はふえるが、研修課程を修了しても介護業務に就かない人もいると思う。市は今後どう考えているのか。	
答 1 訪問型サービス A は、団塊の世代がすべて高齢者となる 2025 年問題の介護需要の増大に対応するため、新たに創設されたサービスの一つ。基本的に現在、要支援者で訪問介護や通所介護のサービスを利用されている方は、引き続き従来の事業所によるサービスを利用できることを説明し、本年 4 月から順次 1 年かけて新制度へ移行しているが、今後、2025 年度に向けて新たなサービスに対する需要を掘り起こしていくために、この訪問型サービス従事者養成研修が必要であると考えている。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成29年第3回（9月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第78号 宝塚市立人権文化センター条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
利用者の利便性向上に資するため、使用施設のうち、和室をホールに改装することに伴い、所要の整備等を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。 ※該当する使用施設…宝塚市立くらんど人権文化センター	
論 点 なし <質疑の概要> なし	
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

平成29年第3回（9月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第91号 訴えの提起について

議案の概要

「広報たからづか」及び「議会報かけはし」の宅配業務委託契約を、受託者であるA社の債務不履行により解除したことに伴い、市に生じた損害の賠償を求めるため、訴えを提起しようとするもの。

論 点 1 訴える理由は十分か

論 点 2 今後の業者選定のあり方

<質疑の概要>

問1 A社の入札参加資格審査申請書に、他の自治体での印刷物の全戸配布業務など、これまでの取引実績が記載されている。業者選定の際、過去の取引先に従事状況などの実績の詳細を確認しているのか。

答1 通常、これまでの取引先に実績等の問い合わせは行っていない。入札参加資格審査申請書に記載されている取引の実績等を参考に入札参加業者を指名している。

問2 業務開始に向けた協議の記録では、平成28年8月10日付で準備スケジュールの確認を行い、A社側からスタッフの募集を同年9月下旬から開始し、30名程度を目標とすると説明があった。その後、市は同年9月21日付で配布員が30名では前業者の約80名と比べて少ないので増員を指示している。なぜ、市は8月10日時点で募集人数が少ないことを指摘しなかったのか。

答2 その時点では、前業者が何名の配布員で業務を遂行していたのか、正しく認識できておらず、その後、前業者にヒアリングを行って状況を把握した。

問3 今回の案件は低入札価格調査制度に該当しなかったのか。

答3 本市では当該制度を導入しておらず、最低制限価格制度を導入しているが、今回の案件については適用対象にしていなかった。

問4 今回の件を受けて、新たな契約に向けて見直した点は。

答4 仕様書に集合住宅や寮における宅配方法について不明瞭な部分があったため、明確にした。また、今回の件を受けてということではないが、搬入日は日曜日及び祝休日を含むことや、前受託者の未配分についても対応することなど、仕様書に記載がなくても従来から行っていた業務についても明文化した。

問5 仕様書において、宅配の時間帯を「朝から夕方までの明るい時間帯」としている

ことで、A社ともめたとのことだが、新たな契約の中で見直しを行わなかったのはなぜか。

答 5 宅配の時間帯について、A社から指摘を受けたことは事実だが、具体的に時間帯を明記するには季節の問題もあり、検討が必要であるため、今回は見直しを見合わせた。

問 6 開札結果では、A社が@6.3 円で落札したが、2 番札の事業者は@7.5 円であった。比較すると 1 円以上の差があり、落札額が低すぎると考えなかったのか。

答 6 毎年、契約単価は変動している。過去に@5.5 円や@5.8 円などの契約実績があったため、特に契約単価が安いという認識はなかった。

問 7 再発防止として、特殊な業務委託の場合は、条件を付けて入札参加を制限することはできないのか。

答 7 入札を実施するための公告を行う段階で、他団体での実績が 5 年以上あることなど、公告に条件を付すことは可能と考える。

問 8 A社側から大阪地方裁判所に提訴され、その訴状を本日付けで本市が受け付けた旨の報告があった。A社側の提訴理由はどのようなものか。

答 8 本日訴状が届いたため、全文を十分把握できていない。双方のやりとりの中で調整不足があったが、その原因が市にあるとしている。

問 9 A社側は、契約書第 20 条に規定されている受注者側の解除権、市側が契約に違反した場合の解除権を適用して今回の契約解除が成り立っているとしているのか。契約書第 16 条の発注者側の解除権には触れていないのか。

答 9 解除権発生事由として、市側に債務不履行があったとしている。主な理由としては、本来的な義務と付随的な義務があるが、この付随的な義務として事前に宅配先の情報を提供する義務を怠ったこと、苦情に対して共同で対応する義務があったのに履行しなかったことから、信頼関係がなくなると主張している。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）